

平成二十二年二月一日提出
質問第六四号

政治資金規正法違反容疑による現職国会議員の逮捕に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

政治資金規正法違反容疑による現職国会議員の逮捕に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七四第一六号）を踏まえ、再質問する。

- 一 「前回答弁書」では、石川議員の容疑につき、「御指摘の議員については、小沢一郎衆議院議員の資金管理団体である陸山会の会計責任者の職務を補佐していた者であるが、同会会計責任者と共謀の上、平成十七年三月、東京都選挙管理委員会において、陸山会の平成十六年分の収支報告書の『収入総額』欄に、収入総額を四億円過少に、『支出総額』欄に、支出総額を約三億五千二百万円過少にそれぞれ虚偽の記入をして、総務大臣に提出した旨の事実について逮捕されたものと承知している。」との答弁がなされている。右は要するに、石川議員は政治資金収支報告書への虚偽記載容疑のみで逮捕されたものと理解して良いか。

- 二 一で、石川議員は政治資金収支報告書への虚偽記載容疑のみで逮捕されたのなら、石川議員と同様に、虚偽記載容疑のみをもって、現職の国会議員が逮捕された事例は過去にあるか否か明らかにされたい。

- 三 前回質問主意書で、石川議員は現職の国会議員であり、また本年一月十三日、東京地検による強制捜索を受けていることから、逃亡の恐れも罪証隠滅の恐れもないのにも関わらず、逮捕許諾請求が必要となる

国会会期を目前にして逮捕するのはあまりにも不自然ではないか、また同議員は逮捕された日の翌十六日の午後一時から、東京地検特捜部の聴取に応じることを同特捜部に約束していたのにも関わらず、その前日の十五日に逮捕に踏み切ったことも不自然ではないか、更に、同議員が逮捕された一月十五日の夜、東京地検の谷川恒太次席検事と佐久間達哉特捜部長が記者会見をし、同議員の逮捕に踏み切った理由について佐久間部長が、「証拠隠滅の恐れが顕著だった」と強調し、更に「供述の中身、供述時の言動を含めた証拠全体から判断して、今日逮捕する緊急性、必要性があった」と説明した上で、「自殺の可能性があったのか」との問いに対しては、「否定はしない」と述べ、同議員が自殺することを危惧していたことを認めているが、同議員が精神的に追いつめられていたそのそもその原因は、同特捜部による執拗な出頭の実情、そして脅しともとれる強圧的な聴取にこそあるのではないかと、鳩山由紀夫内閣、特に千葉景子法務大臣の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局においては、法令に基づいて、適切に対処したものと承知している。」との答弁がなされている。右の答弁を起案し、作成した者の官職氏名を全て明らかにされたい。

四 千葉大臣は、当方の質問にきちんと目を通し、理解した上で、自身の考えをもって三の答弁をしている

か。

五 「前回答弁書」では、「千葉法務大臣は、法務当局から、御指摘の議員を逮捕することにつき、逮捕の直前に、逮捕に係る事実とともに、逮捕する方針について、報告を受けている。」との答弁がなされている。では東京地検特捜部が石川議員の逮捕に踏み切る以前、千葉大臣が同特捜部より報告を受けた正確な時刻を明らかにされたい。

六 五の報告に関する文書は作成されているか。

七 五の報告を、千葉大臣は誰によりどこで、どのような方法で受けたのか説明されたい。

八 五の報告を受けた際、千葉大臣として、報告をしてきた者または東京地検特捜部に対して、何らかの指示を下しているか。

九 八で、下しているのなら、千葉大臣としてどのような指示を下したのか説明されたい。

十 今回の石川議員の逮捕に関して、「前回答弁書」では「検察当局においては、法令に基づいて、適切に対処したものと承知している。」との答弁がなされている。では千葉大臣として、今回の同議員の逮捕が適切と考える根拠は何であるのか、具体的な説明を求める。

右質問する。